

## 会津若松市循環型地域経済活性化奨励金支給要綱

(平成18年4月1日決裁)

(平成20年4月1日決裁)

(平成21年4月1日決裁)

(令和3年3月26日決裁)

(趣旨)

第1条 市長は、本市の住宅関連産業や中小商業を中心とした地域商業の活性化及び地産地消の推進を図るため、市に登録した特定の建築業者（以下「特定会社」という。）により市内に住宅を建築した者及び特定会社が建築した建売住宅を購入した者に対して、予算の範囲内において会津若松市循環型地域経済活性化奨励金（以下「奨励金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 住宅 使用木材のうち、会津若松市産材その他福島県産材を概ね30%以上使用し、かつ、1つ以上の世帯が独立して生活を営むことができるように建築された居住面積が50平方メートル以上の住宅であって、次に掲げる設備を全て有しているものをいう。
  - ア 居住のための居
  - イ 居住のための専用の台所
  - ウ 居住のための専用の浴室
  - エ 居住のための専用の便所
  - オ 居住のための専用の玄関
- (2) 新築 更地又は既存の建物等を取り壊した後の宅地に住宅を新たに建築することをいう。
- (3) 建売住宅 不特定の購入者を想定して建築され、建築後最初に売り出される住宅をいう。
- (4) 特定会社 1年以上市の区域内（編入前の河沼郡河東町の区域を含む。次号において同じ。）に住所を有し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する建設業のうち建築工事業の許可を有する個人及び本社登録をする法人で、市に登録した者をいう。
- (5) 登録加盟店 1年以上市の区域内に住所を有し、日常的な物品の小売を営む個人及び本社登録する法人で、市に登録した者をいう。

(支給対象者)

第3条 奨励金の支給対象者は、市の区域内に居住することを目的として、特定会社に住宅を新築させた個人又は特定会社が建築した建売住宅を最初に購入した個人とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、支給対象者としない。

- (1) 賃貸又は売却を目的として住宅を建築又は購入した者
- (2) 奨励金の申請時において、市税の滞納のある者

(奨励金の額及び支給期間)

第4条 奨励金の額は、住宅建築後に賦課された固定資産税の建物分に相当する額又は登録加盟店で購入した金額の合計額のうち、いずれか低い金額を上限とし、建築又は購入後最初に固定資産税を賦課される年度から3年度間支給する。

2 奨励金の支払い総額は、1件につき500,000円を限度とする。

3 第1項の奨励金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額を奨励金額とする。

(認定申請)

第5条 奨励金の支給を受けようとする者は、循環型地域経済活性化奨励金認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 住宅の位置及び地番が明らかになる住宅地図等
- (2) 「建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証」の写し
- (3) 第2条第1項に定める住宅の定義を満たすことが明らかになる平面図等の写し
- (4) 住宅建築に係る契約書又は住宅購入に係る契約書の写し
- (5) 福島県森林組合連合会又は福島県木材協同組合（連合会）が認めた証明機関が発行し、対象住宅が会津若松市産材その他福島県産材を概ね30%以上使用していることを証した証明書の写し
- (6) 申請時に市税の滞納が無いことを証した納税証明書等（住宅を共有する場合は共有者及び共有名義分を含む。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(認定の通知)

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、申請に係る住宅が第3条に定める要件に該当するか否かを審査し、その結果を循環型地域経済活性化奨励金認定（不認定）通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(認定の取消し等)

第7条 市長は、奨励金の認定を受けた者が偽りその他不正の手段によって奨励金の認定又は奨励金を受けたと認めるときは、当該認定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認定の全部又は一部を取り消すときは、既に奨励金の支給を受けた者に対し、当該奨励金に相当する額の全部又は一部の返還を請求することができる。

(請求の手続き)

第8条 第6条の規定により認定の通知を受けた者は、申請年度に賦課された固定資産税を完納した後に、循環型地域経済活性化奨励金支給申請書（第3号様式）及び循環型地域経済活性化奨励金支給請求書（第4号様式）並びに次に掲げる書類を添えて市長に請求しなければならない。

- (1) 公課証明書
- (2) 対象住宅の固定資産税の完納及びその他市税の滞納が無いことを証した納税証明書等（住宅の共有者がいる場合は、申請者本人及び共有者分を含む。）
- (3) 登録加盟店での購買を証した領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 請求は、固定資産税の納税を行った日の属する年度毎に、前項に規定する書類を添えて行うものとする。

(交付等の決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定による請求があったときは、当該請求が適正か否かを審査し、その結果を当該請求者に書面により通知しなければならない。

(奨励金支給原簿)

第10条 市長は、循環型地域経済活性化奨励金支給原簿（第5号様式）を備え、奨励金の支給者及びその支給状況を明らかにしておかなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、循環型地域経済活性化奨励金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の会津若松市循環型地域経済活性化奨励金支給要綱の規定は、平成20年度以降支給する奨励金から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。